

芦屋町集中改革プラン

(第2ステージ)

25年度改訂版

(平成22年度～平成26年度)

平成25年9月

芦 屋 町

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 「集中改革プラン」について | 1 |
| （１）行政の担うべき役割の重点化 | 2 |
| ・民間委託等の推進 | 2 |
| ・地方公営企業の経営健全化 | 2 |
| ・住民と行政の協働によるまちづくりの推進 | 3 |
| （２）行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織 | 3 |
| （３）定員管理及び給与の適正化等 | 3 |
| ・定員管理の適正化 | 3 |
| ・給与の適正化 | 4 |
| ・福利厚生事業 | 4 |
| （４）人材育成の推進 | 5 |
| （５）公正の確保と透明性の向上 | 5 |
| （６）電子自治体の推進 | 6 |
| （７）自主性・自律性の高い財政運営の確保 | 6 |
| ・行政評価システムの効果的な活用 | 6 |
| ・目標管理型行政運営の推進 | 6 |
| ・住民ニーズの把握による施策反映 | 7 |
| ・経費の節減合理化等財政の健全化 | 7 |
| ・補助金の整理合理化 | 10 |
| ・公共工事 | 10 |
| ・公共施設 | 10 |
| ・自主財源確保の推進 | 11 |
| （８）議会 | 13 |

「集中改革プラン」について

1. 集中改革プランとは

このプランは第3次芦屋町行政改革大綱（第2ステージ）に基づき、行財政改革の具体的な取組を示したものです。

2. 推進期間について

平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

3. 各項目について

- (1) 実施項目・・・・・・・・・・実施事業名
- (2) 実施概要・・・・・・・・・・事業の現況・目的・内容など
- (3) 所管課・・・・・・・・・・担当部署
- (4) 年度欄
 - ①検討・・・・・・・・・・調査研究・準備期間
 - ②一部実施・・・・・・・・・・一部実施・一部稼動
 - ③実施・・・・・・・・・・実施・稼動
- (5) 効果(数値目標など)・・見込まれる効果、数値目標の設定
(※原則として前年度対比による数値)

4. 進行管理について

集中改革プランの実施項目については、PDCAサイクルに基づき見直しを行い、進捗状況を議会及び芦屋町行政改革推進委員会に報告するとともに、町ホームページ等により公表します。

また、本集中改革プランは、必要に応じて実施項目の追加等を行い、改訂版を毎年作成していきます。

注) 当該プランは、地方公営企業関係を含む内容で構成しています。

(1) 行政の担うべき役割の重点化

・民間委託等の推進

| No. | 実施項目 | 年 度 | | | | | 備 考 (効果など) |
|-----|--|-----|----|----|----|----|--|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 指定管理者制度の導入 担当課：企画政策課・関係各課（公の施設所管課） | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・経費の削減 ・サービスの向上 (数値目標) 26年度2施設 <ul style="list-style-type: none"> ・緑ヶ丘保育所 ・子育て支援センター |
| | 公の施設の管理運営については、地方自治法の改正により導入された指定管理者制度を、住民サービスの向上や経費の削減を目的に、可能な施設から順次導入する。 | | | | | | |
| 2 | 保育所の指定管理者制度導入 担当課：福祉課 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・経費の削減 ・住民サービスの向上 (数値目標) 26年度 20,000千円削減 |
| | 住民サービスの向上及び経費の削減を図るために、公立保育所の緑ヶ丘保育所に指定管理者制度を導入する。 | | | | | | |

・地方公営企業の経営健全化

| No. | 実施項目 | 年 度 | | | | | 備 考 (効果など) |
|-----|---|-----|----|----|----------------------|----|--|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 下水道使用料の見直し 担当課：都市整備課 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の適正化 (数値目標) 26年度 17,400千円の収入増 |
| | 下水道事業が担う公共性を継続するために、一般会計からの補填を受け経営を行っている。しかし、受益者の適正な負担を原則として、独立採算制による経営の安定化と効率化を図るため、使用料の改定を行う。 | | | | | | |
| 2 | 病院検査科業務の一部民間委託 病院事務室 | 検討 | 検討 | 検討 | (当初目的達成のため) 実施しない | | <ul style="list-style-type: none"> ・経費の削減 (数値目標) 25年度 4,000千円の削減 (効果額) 人件費削減額 10,560千円 (20年度比) |
| | 検査業務は、常勤職員5名と臨時職員1名の計6名の臨床検査技師で行っている。臨床検査の技術、知識は、日々専門的になってきており、エキスパートを養成するには、時間も費用もかかるため、職員の定年退職にあわせ、多岐にわたる臨床検査業務の見直しを行い、検査業務を専門知識と技術を有している民間に委託する。 | | | | | | |

・住民と行政の協働によるまちづくりの推進

| No. | 実施項目 | 年 度 | | | | | 備 考 (効果など) |
|-----|---|-----|----|----|----|----|--|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 住民参画まちづくりの推進 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・説明責任の確保 ・住民参画の促進 |
| | 担当課：企画政策課 | | | | | | |
| | <p>まちづくりは、行政と住民の協働による取り組みと役割分担が重要である。そのために、平成 20 年度に住民がまちづくりに参画する考え方や具体的施策などを明確にした住民参画まちづくり条例を施行した。</p> <p>住民参画まちづくり行動計画を策定し、行政、住民、それぞれの取り組みを明確にし、住民参画のまちづくりを進める。</p> | | | | | | |

(2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

| No. | 実施項目 | 年 度 | | | | | 備 考 (効果など) |
|-----|--|-----|----|----|----|----|---|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 横の連携を可能とする組織づくり | 検討 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化 ・住民サービスの向上 |
| | 担当課：企画政策課 | | | | | | |
| | <p>各事務事業を実施する中で、ひとつの課だけでは完結できない事業が多くある。このため、他課との横の連携が不可欠となる。事務改善委員会を設置して、事業が効果的に運営できる組織づくりをすすめる。</p> | | | | | | |

(3) 定員管理及び給与の適正化等

・定員管理の適正化

| No. | 実施項目 | 年 度 | | | | | 備 考 (効果など) |
|-----|---|-----|----|----|----|----|--|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 定員適正化計画の策定 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・人件費の削減 (数値目標) <p>定員適正化計画に基づいて数値目標を計上する (効果額)</p> <p>22 年度 83,300 千円</p> <p>23 年度 23,100 千円</p> <p>24 年度 28,200 千円</p> |
| | 担当課：総務課 | | | | | | |
| | <p>定員適正化計画は、各課等の業務内容、業務量等を総合的に判断し、適正な配分に留意し、「最小の経費で最大の効果をあげる」ことを基本原則に長期的展望に立ち策定する。また、数値目標を掲げた計画を策定することにより、計画の達成と、進行管理に努めることで、人件費の削減を図る。</p> | | | | | | |

・給与の適正化

| No. | 実施項目 | 年 度 | | | | | 備 考 (効果など) |
|-----|---|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 給与制度の見直し 担当課：総務課 | 検討・実施 | 検討・実施 | 検討・実施 | 検討・実施 | 検討・実施 | ・人件費の削減 (効果額) 22年度 21,898千円 23年度 1,472千円 |
| | 給料・手当は、国家公務員給与に準拠することを基本に適正化を図り、総人件費の削減を図る。また、給与等の状況を公表する。 | | | | | | |
| 2 | 特別職の報酬・費用弁償の見直し 担当課：総務課 | 検討・実施 | 検討・実施 | 検討・実施 | 検討・実施 | 検討・実施 | ・経費の削減 (数値目標) 22年度 1,900千円の削減 (効果額) 22年度 2,425千円 |
| | 特別職の給料、報酬並びに費用弁償の額については、一般職職員の給料並びに近隣市町の特別職の報酬等の額の改定状況を考慮し、適正な報酬等の額について特別職報酬等審議会に諮問し見直しを図る。 | | | | | | |

・福利厚生事業

| No. | 実施項目 | 年 度 | | | | | 備 考 (効果など) |
|-----|--|-----|----|----|----|----|--|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 福利厚生事業全般の点検 担当課：総務課 | 検討 | 実施 | | | | ・透明性・公平性の確保 (実施結果) ①町の負担率を給与月額1000分の2.5から1000分の2.3に引き下げ。 ②職員厚生会基金から、町の負担相当額を芦屋町に返還。(10,133千円) ③職員厚生会規程の改正。(慶弔金等) (効果額) 23年度 200千円 |
| | 平成18年度に、事業主負担率を給与月額1000分の5から1000分の2.5に引き下げた。 住民の理解が得られるような事業内容とするため、事業全般の点検を行う。 | | | | | | |

(4) 人材育成の推進

| No. | 実施項目 | 年度 | | | | | 備考 (効果など) |
|-----|---|----|----|----|----|----|--------------|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 人事評価システムの構築 担当課：総務課 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 実施 | ・職員の資質向上 |
| | 人材育成基本方針に基づき、人事評価に関する現在の諸制度の見直しを図り、能力・実績を重視し、公正かつ客観的な人事評価システムを構築し、人材育成に努める。 | | | | | | |
| 2 | 新たな職員研修計画の策定及び推進 担当課：総務課 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 実施 | ・職員の資質向上 |
| | これまで実施してきた職員研修所への派遣研修を中心とした研修制度を見直し、政策形成能力を向上させる研修やOJT研修などを充実させ、計画的に能力開発及び人材育成を図る。 ※OJT研修 (On the Job Training)・・・職場内で上司、先輩が、部下に日常の仕事を通じて必要な知識、技能、仕事への取組み等を教育すること。 | | | | | | |

(5) 公正の確保と透明性の向上

| No. | 実施項目 | 年度 | | | | | 備考 (効果など) |
|-----|--|----|----|----|----|----|--|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | パブリックコメントの推進 担当課：企画政策課 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・透明性、公平性の確保 ・住民参画の促進 (パブリックコメント 実施件数) 22年度 4件実施 23年度 5件実施 24年度 4件実施 |
| | 町の政策形成過程の公平性の確保と透明性の向上を図るとともに、町政への住民参画を促進し、開かれた町政を推進するために、平成18年度にパブリックコメント実施要綱を策定し、実施している。しかし、現状は、一定の意見はあるが意見提出者が極めて少ないため、住民意見の集約という目的が十分達成されていない。 このため、周知の方法などを見直し、多くの意見が得られる体制づくりを行う。 ※パブリックコメント・・・行政などの意思決定、政策立案過程で広く住民などに素案を公表して意見を募ること。 | | | | | | |

(6) 電子自治体の推進

| No. | 実施項目 | 年 度 | | | | | 備 考 (効果など) |
|-----|---|----------------|----|----|----|----|---|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 第2次芦屋町地域情報化基本計画の策定と情報化推進 担当課：総務課 | 実施 (基本計画策定) | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・簡素で効率的な行政の実現 ・行政サービスの向上 |
| | 第1次芦屋町地域情報化基本計画に引き続き、芦屋町全体の情報化への対応と、行政の情報化により住民の立場に合った質の高い行政サービスの提供、簡素・効率的な行政システムの確立を総合的かつ計画的に推進するため、平成32年度を目標に第2次芦屋町地域情報化基本計画を策定し、その具体的な取組みを進める。 | | | | | | |

(7) 自主性・自律性の高い財政運営の確保

・行政評価システムの効果的な活用

| No. | 実施項目 | 年 度 | | | | | 備 考 (効果など) |
|-----|---|-----|----|----|----|----|---|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 行政評価制度の推進 担当課：企画政策課 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合振興計画の進行管理など ・住民ニーズの把握 |
| | 行政評価制度を推進し、Plan-Do-Check-Action というマネジメントサイクルを機能させ、実施した事業を客観的に評価し、その結果を翌年に活かす。また、行政評価により①職員の意識改革、②事務事業の見直し、③住民への説明責任の向上を図る。 | | | | | | |

・目標管理型行政運営の推進

| No. | 実施項目 | 年 度 | | | | | 備 考 (効果など) |
|-----|---|-----|----|----|----|----|---|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 目標管理型行政運営の推進 担当課：企画政策課・総務課 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な行政運営 |
| | 総合振興計画の将来像の実現を目指すとともに行財政改革を効果的に推進するため、組織ごとの目標及び組織が果たすべき使命を明らかにして、町の方針・目標が全庁的に浸透し、展開していくシステムを構築する。 | | | | | | |

・住民ニーズの把握による施策反映

| No. | 実施項目 | 年 度 | | | | | 備 考 (効果など) |
|-----|--|-----|----|----|----|----|---------------|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 住民アンケートの実施 | | | 実施 | | 実施 | ・住民ニーズの把握 |
| | 担当課：企画政策課 | | | | | | |
| | 生活に密着した事務事業やこれまで実施した事務事業がどう評価されているかなど、事務事業に対する住民の満足度を定期的・的確に把握し、より良い行政運営や計画づくりに反映していく。 | | | | | | |

・経費の節減合理化等財政の健全化

| No. | 実施項目 | 年 度 | | | | | 備 考 (効果など) |
|-----|--|-----|----|----|----|----|--|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 美化巡視業務委託の見直し | 実施 | | | 実施 | | ・経費の削減 (数値目標) 21年度比 22年度 576千円 削減(週2回巡視) 25年度 720千円 削減(週1回巡視) (効果額) 22年度 582千円 |
| | 担当課：環境住宅課 | | | | | | |
| | 空き缶等、ごみの散乱防止、不法投棄の巡視のため、1名に週3回の巡視業務を委託している。業務内容の見直しを検討し、巡視回数を減らす。 | | | | | | |
| 2 | 予算編成における予算配当制の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ・経費の削減 ・職員の意識改革 (数値目標) 22年度 物件費 3%減 10,000千円 (効果額) 22年度 20,873千円 23年度 4,109千円 24年度 2,267千円 |
| | 担当課：財政課 | | | | | | |
| | 経常経費の削減について、担当各課が主体的に取り組むことができるようにするため、予算編成において前年度予算に一定割合を削減した額を各課に配当し、その配当額を各課の優先順位に基づき独自に配分することにより、主体的に予算を編成し経常経費の削減を図る。 | | | | | | |

| No. | 実施項目 | 年度 | | | | | 備考 (効果など) |
|-----|--|----|----|----|----|---------|--|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 3 | 旅費の見直し 担当課：財政課、総務課 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | <ul style="list-style-type: none"> 経費の削減 (数値目標) 22年度 旅費予算額 30% 減(予算配当制の 実施と重複) 23年度 旅費規程の見直 しにより 10%減 (効果額) 22年度 1,197 千円 23年度 219 千円 24年度 34 千円 |
| | 出来るだけ公用車で出張するなどし、旅費の削減を図る。 また、旅費規程についても検討し、内容の見直し、旅費の削減を図る。 | | | | | | |
| 4 | 消防団の各種出務の見直し 担当課：総務課 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討結果による | <ul style="list-style-type: none"> 経費の削減 |
| | 消防団員(非常勤特別職)は平成 21 年度現在 77 名(定数 88 名)で、各種災害等に対応している。消防団員の出務は、災害時の出動以外に訓練・講習・会議などがあるが、これらの出務内容及び回数を見直し、経費の削減を図る。 | | | | | | |
| 5 | 給食センター ボイラー運転業務委託の廃止 担当課：学校教育課 | 検討 | 検討 | 実施 | | | <ul style="list-style-type: none"> 経費の削減 (数値目標) 24年度 2,394 千円削減 (効果額) 24年度 1,838 千円 |
| | 給食センターのボイラー運転は、業者委託により技師の派遣を受け実施している。 ボイラー機器更新に際しては、技師派遣を要しないものにし、ボイラー運転業務委託を廃止する。 | | | | | | |
| 6 | 町営住宅 管理戸数の縮小 担当課：環境住宅課 | 検討 | 検討 | 実施 | 実施 | 実施 | <ul style="list-style-type: none"> 経費の削減 (数値目標) 平成 26 年度 78 戸削減(町営住宅長寿命化計画に基づく) |
| | 平成 21 年度現在 833 戸の住宅を維持管理しており、町営住宅の世帯数比率は県内トップ水準にある。現在の「ストック総合活用計画(見直し)」に基づき管理戸数を縮小していく。 また、平成 23 年度に策定した「町営住宅長寿命化計画」に基づき、管理戸数を縮小していく。 | | | | | | |

| No. | 実施項目 | 年 度 | | | | | 備 考 (効果など) |
|-----|--|-----|----|-------|----|----|--|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 7 | 遠賀中間地域広域行政事務組合への提言 担当課：企画政策課・財政課・関係各課 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ・経費の削減 |
| | 遠賀中間地域広域行政事務組合は、中間市及び遠賀郡四町を構成団体として各自治体の負担のもと、ごみ処理や消防に関する事務などを行っているが、構成団体の一員である芦屋町として不断の行財政改革を進めている現状から、組合との事業計画に関する協議などを通して組合事務の見直しや効率化などについて提言を行う。 | | | | | | |
| 8 | 総合体育館の警備委託の見直し 担当課：生涯学習課 | 実施 | | | | | ・経費の削減 (数値目標) 平成 23 年度 700 千円削減 (効果額) 23 年度 1,089 千円 |
| | 総合体育館の警備委託については、平成 22 年度現在、午後 5 時から午前 8 時 30 分まで、警備員を配置し、利用者対応及び施設内巡回を実施して警備にあたっている。利用時間である午後 10 時までは臨時職員で対応し、警備委託を機械警備とすることで、経費の削減を図る。 | | | | | | |
| 9 | 防犯街灯管理委託の見直し 担当課：環境住宅課 | 検討 | | 実施 | | | ・経費の削減 (数値目標) 411 千円 (効果額) 24 年度 671 千円 |
| | 現在、民間業者に委託している防犯街灯の点検管理を廃止し、経費の削減を図る。 | | | | | | |
| 10 | 財団法人芦屋町開発公社の解散 担当課：企画政策課 | | | 検討・実施 | | | ・事務の削減 |
| | 開発公社は、芦屋町からの委託によって土地の取得や造成、その他必要な事業を行ってきた。しかし、町の土地の取得は芦屋町土地開発基金で対応でき、また平成 12 年度以降は町から開発公社に委託された事業はない。このため、国が進める公益法人制度改革にあわせて開発公社の解散に向けた取組みを進める。 | | | | | | |
| 11 | 国民健康保険優良家庭表彰における記念品基準の見直し 担当課：住民課 | | | 検討 | 検討 | 実施 | ・経費の削減 (数値目標) 26 年度 420 千円の削減 |
| | 国民健康保険優良家庭表彰は、同一世帯に属する全被保険者が、当該年度期間中において療養の給付を受けることがなく、かつ各納期内に保険税を完納した家庭を健康家庭として、世帯主に記念品を贈呈するものである。その記念品の基準を見直す。(優良家庭の継続年数について、1~2 年目は 1 万円(現行どおり)、3 年目は 3 万円(現行どおり)とするが、4 年目以降を 1 万円とする。) | | | | | | |

・補助金の整理合理化

| No. | 実施項目 | 年度 | | | | | 備考 (効果など) |
|-----|---|----|---------------------|----|---------------------|---------------|---|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 補助金等の見直し | 検討 | 検討 ・ 一部 実施 | 検討 | 検討 ・ 一部 実施 | 検討 ・ 実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・経費の削減 (実績) ・23年度「芦屋町 体育スポーツ出 場参加補助金交 付要綱」の見直し ・25年度「芦屋町 献血推進協議会 負担金」の廃止 |
| | 担当課：企画政策課 | | | | | | |
| | 補助金は、地方自治法第232条の2により、「公益上必要がある場合」において、補助することができるとされている。各課から提出された補助金の見直し及び施設整備補助金などの見直しを進める。(個人及び団体とも) | | | | | | |

・公共工事

| No. | 実施項目 | 年度 | | | | | 備考 (効果など) |
|-----|--|----|----------|----------|----------|---------------|--|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 公共工事の入札・契約方法の見直し | 検討 | 一部 実施 | 一部 実施 | 一部 実施 | 検討 ・ 実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・経費の削減 ・透明性・公平性 の確保 |
| | 担当課：財政課 | | | | | | |
| | 公共工事の入札・契約に関する住民の信頼を確保するため、入札結果を町ホームページで公表している。 入札・契約方法について、公募型入札(※)、電子入札や総合評価方式(※)等の導入をするための検討を行う。また、地域景気対策として、町内業者の取扱いについて検討する。 ※公募型入札：入札参加業者を一定の要件を付して公募し、入札に付する方式 ※総合評価方式：工期、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式 | | | | | | |

・公共施設

| No. | 実施項目 | 年度 | | | | | 備考 (効果など) |
|-----|--|----|----|----|----|----|--|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | アセットマネジメントの実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理 ・経費の削減 |
| | 担当課：都市整備課・生涯学習課・財政課・福祉課・環境住宅課 | | | | | | |
| | 道路、公共施設などの資産を管理して、効果的な修繕による長寿命化によるコスト削減、問題箇所の早期発見、ニーズの高い施設への重点投資などをシステム化するためのデータベースを作成し(いつ建設され、その後の修繕、改修がいつ、どのようになされてきたのかをデータ化する)、アセットマネジメントを実施する。 ※アセットマネジメント・・・資産(アセット)を管理・運用(マネジメント)すること。施設・設備の損傷・劣化等を将来にわたり予測することにより、効果的かつ効率的な維持管理を行うための方法。 | | | | | | |

・自主財源確保の推進

| No. | 実施項目 | 年 度 | | | | | 備 考 (効果など) |
|-----|---|------|----|----|----|----|---|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 町営住宅跡地活用 担当課：企画政策課 | 実施 | | | | | ・人口増加 ・用地売却費、税収の増による自主財源の確保 (実績) 売却面積 12,218.21㎡ (効果額) 22年度 95,900千円 23年度 2,220千円 24年度 1,620千円 |
| | 浜口・高浜団地跡地を売却し、戸建住宅の建設を促進することで、人口の増加、固定資産税の増収を図る。 | | | | | | |
| 2 | 健診自己負担金の見直し 担当課：住民課 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 実施 | ・受益者負担の適正化 |
| | 40歳以上の住民を対象に特定健診・がん検診を実施しているが(但し、乳がんは30歳以上、子宮頸がんは20歳以上が対象)、受益者負担の適正化を図るため、24年度の特定健診評価年度に合わせて自己負担金が適正であるかを評価し、25年度に自己負担金の見直しを行う。 | | | | | | |
| 3 | 積極的な町有地の売却 担当課：財政課 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ・用地売却費、税収の増による自主財源の確保 (数値目標) 22,544千円 (効果額) 22年度 35,540千円 23年度 1,857千円 24年度 1,233千円 |
| | 活用策の見出せない町有地については、17年度以降、随時公売を実施するとともに、売却条件や単価等の見直しを行い、積極的な売却を図ってきた。 町有地の土地台帳を整備し、売却可能な町有地を抽出し、積極的に売却する。 | | | | | | |
| 4 | ホームページに有料広告掲載 担当課：企画政策課 | 一部実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ・自主財源の確保 (効果額) 23年度 55千円 24年度 60千円 |
| | 21年度にホームページをリニューアルするが、その際に有料広告掲載欄を設け、民間事業者などからの広告を募集し、自主財源の確保に努める。 | | | | | | |

| No. | 実施項目 | 年度 | | | | | 備考 (効果など) |
|-----|--|----|----|----|----|----|---|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 5 | 滞納繰越分徴収率の向上 担当課：税務課 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ・徴収率の向上 (数値目標) 滞納繰越分徴収率 17% |
| | 財産調査を強化し、積極的に滞納処分（財産差押・執行停止）を実施することにより徴収確保と徴収率向上を図る。 | | | | | | |
| 6 | 徴収率の向上 担当課：税務課 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ・自主財源の確保 (数値目標) 徴収率 ・町民税 98.9% ・固定資産税 98.4% ・国民健康保険税 94.3% |
| | 自主財源の確保を推進するため、徴収担当課同士の連携を進め、滞納整理の着実な実施により、徴収率の向上を図る。現行の徴収対策（催告書発送、夜間催告、延滞金徴収など）の他にインターネット公売など新たな手法を取り入れるほか、困難事案解決に取り組む。また、係内研修等により職員の専門知識習得、技術向上を図り、徴収体制が継続、強化されるよう努める。 | | | | | | |
| 7 | 徴収率の向上 担当課：環境住宅課 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ・自主財源の確保 (数値目標) 徴収率 ・住宅使用料 96.2% |
| | 自主財源の確保を推進するため、徴収担当課同士の連携を進め、滞納整理の着実な実施により、徴収率の向上を図る。滞納者に対する催告や訴訟等による徴収の強化、和解判決後支払いが滞っている滞納者への強制執行を実施する。 | | | | | | |
| 8 | 徴収率の向上 担当課：学校教育課 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ・自主財源の確保 (数値目標) 徴収率 ・学校給食費 98.2% |
| | 自主財源の確保を推進するため、徴収担当課同士の連携を進め、滞納整理の着実な実施により、徴収率の向上を図る。電話催告、夜間徴収、納付相談の案内など積極的な働きかけを実施するとともに、新規未納者への早期取組み、過年度分の整理、徴収を強化する。 | | | | | | |
| 9 | 徴収率の向上 担当課：福祉課 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ・自主財源の確保 (数値目標) 徴収率 ・保育料 99.9% |
| | 自主財源の確保を推進するため、徴収担当課同士の連携を進め、滞納整理の着実な実施により、徴収率の向上を図る。滞納処分も含め徴収方法を再検討し、徴収を強化していく。 | | | | | | |
| 10 | 施設使用料の見直し 担当課：生涯学習課 | 検討 | 検討 | 実施 | | | ・受益者負担の適正化 (実施結果) 23年度 総合運動公園の施設使用料減免規定の見直し |
| | 公民館や体育館の使用料金及び減免制度について、適正かどうか調査、検討し、見直すことで、受益者負担の適正化を図る。 | | | | | | |

(8) 議会

| No. | 実施項目 | 年 度 | | | | | 備 考 (効果など) |
|-----|---|-----|----|----|----|----|---------------|
| | 実施概要 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 1 | 議会 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| | 担当課：企画政策課 | | | | | | |
| | <p>行財政改革は、執行機関が議会と連携しつつ全庁が一体となって取り組み、住民をはじめ、関係方面の理解と協力により推進できるものである。</p> <p>議会は、行政改革大綱等の進捗状況や行政評価の結果等の報告を求める等、執行機関に対する監視機能を高めるとともに、住民の多様な意見を把握し、集約・反映させるための取り組みを進めていただくようお願いする。</p> | | | | | | |